

<令和6年度版>  
民法の問題集（債権各論）  
【問題＋解答】

【目次】

問題＋解答（全223問）

p 2～201

## 第2章 契約

### 第1節 総則

#### 第1款 契約の成立

問1 次の空欄を埋めましょう。

< 521条：契約の締結及び内容の自由 >

- 1 「\_\_\_\_\_」も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定することができる。
- 2 契約の当事者は、「\_\_\_\_\_」において、契約の内容を自由に決定することができる。

問2 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。空欄も埋めましょう。

< 522条：契約の成立と方式 >

- 1 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（「\_\_\_\_\_」）に対して相手方が「\_\_\_\_\_」をしたときに成立する。
- 2 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを【 要する / 要しない 】。

## 第2章 契約

### 第1節 総則

#### 第1款 契約の成立

##### 問1の正解

< 521条：契約の締結及び内容の自由 >

- 1 「何人」も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定することができる。
- 2 契約の当事者は、「法令の制限内」において、契約の内容を自由に決定することができる。

##### 問2の正解

< 522条：契約の成立と方式 >

- 1 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（「申込み」）に対して相手方が「承諾」をしたときに成立する。
- 2 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを【 要しない 】。

問3 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。空欄も埋めましょう。

< 5 2 3 条：承諾の期間の定めのある申込み >

1 承諾の期間を定めてした申込みは、撤回することが

【できる / できない】。ただし、申込者が撤回をする権利を「\_\_\_\_\_」したときは、この限りでない。

2 申込者が1の申込みに対して1の期間内に承諾の通知を受けなかった

ときは、その申込みは、その効力を【失う / 失わない】。

問4 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

< 5 2 4 条：遅延した承諾の効力 >

申込者は、遅延した承諾を新たな申込みとみなすことが

【できる / できない】。

### 問3の正解

< 523条：承諾の期間の定めのある申込み >

1 承諾の期間を定めてした申込みは、撤回することが

【できない】。ただし、申込者が撤回をする権利を「留保」したときは、この限りでない。

2 申込者が1の申込みに対して1の期間内に承諾の通知を受けなかった

ときは、その申込みは、その効力を【失う】。

### 問4の正解

< 524条：遅延した承諾の効力 >

申込者は、遅延した承諾を新たな申込みとみなすことが

【できる】。

問5 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。空欄も埋めましょう。

< 525条：承諾の期間の定めのない申込み >

- 1 承諾の期間を定めなかった申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することが【 できる / できない 】。ただし、申込者が撤回をする権利を「\_\_\_\_\_」したときは、この限りでない。
- 2 対話者に対してした1の申込みは、1にかかわらず、その対話が「\_\_\_\_\_」は、いつでも撤回することができる。
- 3 対話者に対してした1の申込みに対して対話が継続している間に申込者が承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を【 失う / 失わない 】。ただし、申込者が対話の終了後もその申込みが効力を【 失う / 失わない 】旨を表示したときは、この限りでない。

問6 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。空欄も埋めましょう。

< 526条：申込者の死亡等 >

申込者が申込みの通知を発した後に「\_\_\_\_\_」し、「\_\_\_\_\_」を有しない常況にある者となり、又は「\_\_\_\_\_」を受けた場合において、申込者がその事実が生じたとすればその申込みは効力を有しない旨の意思を表示していたとき、又はその相手方が承諾の通知を発するまでにその事実が生じたことを【 知ったとき / 知らなかったとき 】は、その申込みは、その効力を有しない。

問5の正解

< 525条：承諾の期間の定めのない申込み >

1 承諾の期間を定めないでした申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することが【できない】。

ただし、申込者が撤回をする権利を「留保」したときは、この限りでない。

2 対話者に対してした1の申込みは、1にかかわらず、その対話が「継続している間」は、いつでも撤回することができる。

3 対話者に対してした1の申込みに対して対話が継続している間に申込者が承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を【失う】。ただし、申込者が対話の終了後もその申込みが効力を【失わない】旨を表示したときは、この限りでない。

問6の正解

< 526条：申込者の死亡等 >

申込者が申込みの通知を発した後に「死亡」し、「意思能力」を有しない常況にある者となり、又は「行為能力の制限」を受けた場合において、申込者がその事実が生じたとすればその申込みは効力を有しない旨の意思を表示していたとき、又はその相手方が承諾の通知を発するまでにその事実が生じたことを【知ったとき】は、その申込みは、その効力を有しない。

## <講座案内>

ステップアップファーストでは、次の講座を開講しています。

- ・行政書士通学講座（個別指導）
- ・行政書士通信講座（個別指導）

各講座の詳細は、ホームページをご確認ください。

「ステップアップファースト で検索」

また、行政書士通学講座については「個別受講相談」を実施しています。  
ご相談は無料で、随時開催しています。（予約制）

個別受講相談のご予約は、ホームページのお問い合わせフォーム、  
またはお電話（055-215-2059）で承っております。

### <合格者の声>（行政書士通学講座）

法律知識ゼロからのスタートで、半年間の勉強で一発合格できました。  
先生の講座のおかげです。（ T.G.さん ）

### <合格者の声>（行政書士通信講座）

「過去問や模試を2時間で解く」と言うことが大きな力となりました。  
本試験でも2時間で解くペースを持ち続けられたからこそ1時間の余裕が  
生まれ、落ち着いて再度解答確認が出来たことで得点を大きく伸ばすことが  
出来ました。  
半年間のご指導をどうも有難うございました。（ K.W.さん ）

## <教材案内>

ステップアップファーストでは、オリジナル教材を販売しています。  
各教材の詳細は、ホームページの「オンラインショップ」をご確認ください。

### <逐条解説>

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| No.1 行政手続法の逐条解説   | No.6 民法の逐条解説（債権総論） |
| No.2 行政不服審査法の逐条解説 | No.7 民法の逐条解説（債権各論） |
| No.3 行政事件訴訟法の逐条解説 | No.8 民法の逐条解説（親族）   |
| No.4 民法の逐条解説（総則）  | No.9 民法の逐条解説（相続）   |
| No.5 民法の逐条解説（物権）  | No.10 個人情報保護法の逐条解説 |

### <問題集>

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| No.1 行政手続法の問題集   | No.6 民法の問題集（債権総論） |
| No.2 行政不服審査法の問題集 | No.7 民法の問題集（債権各論） |
| No.3 行政事件訴訟法の問題集 | No.8 民法の問題集（親族）   |
| No.4 民法の問題集（総則）  | No.9 民法の問題集（相続）   |
| No.5 民法の問題集（物権）  | No.10 個人情報保護法の問題集 |

### <勉強法>

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| No.1 もうひとつの勉強法 | No.2 基礎知識の足切り対策 |
|----------------|-----------------|

### <合格者の声>

先生のサイトの教材に出会えて、今年度の行政書士試験に合格することができました。ほんとうにありがとうございました。

行政法関連の逐条解説は、印刷してパイプダーに綴じて持ち歩いていました。行政書士の試験では条文の読み込みはとても重要ですが、難しい言い回しの条文は何度読んでも、理解ができなければ、何の意味もなく、むしろ時間の無駄に感じていました。

先生の逐条解説は、何よりも難しい言い回しの条文をととてもわかり易い例え話で説明されていて、お陰で、条文という堅い読み物が、エッセーでも読んでいるような感じで、何度も繰り返して読めました。

一般の書籍では手に入らない、貴重な逐条解説だと思います。（ S.Y.さん ）